

平成29年度 健康福祉課事業 (高齢福祉担当) についてのご案内

町では、平成29年度において高齢者の皆さんが元気で安心して暮らせるよう、下記のとおり事業を実施します。

申請手続きなどで不明な点がございましたら、健康福祉課までお問い合わせください。

☎健康福祉課 ☎72-6934

1 高齢福祉事業について(65歳以上の方)

事業名	対象者・条件など	サービス内容	申請などの手続き
住宅改修事業	介護予防上必要であると認められる事情があること	手すり取り付け・段差解消などの住宅改修費の1/2(10万円が上限)を給付	町に直接申請 ※所得の制限があります。 ※介護保険利用が優先です。
緊急通報システム貸与事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 独り暮らしの高齢者または独り暮らしの重度身体障がい者 ● 町内に親族がいないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電話機・通報ペンダントを貸与し安否確認サービスを行う ● 利用料は原則無料 ※ただし所得により個人負担が発生します。(要相談)	町に直接申請 民生委員は利用決定の通知を受ける

2 介護保険・総合事業について

事業名	対象者・条件など	サービス内容	申請などの手続き
介護保険事業	介護認定を受けた方 ※特定疾病の方は40歳以上が該当となります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅サービス ● 地域密着型サービス ● 施設サービス ● 介護サービス など ※詳細については、お問い合わせください。	町に直接申請
総合事業	65歳以上すべての方 ※サービス内容によります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般介護予防事業 ● お助けサービス事業 ● ミニデイサービス事業 ● 訪問介護・通所介護 など 	町に直接申請
介護用品給付券交付事業	在宅で介護を受けている「要介護3以上」の認定を受けている方で、常時紙おむつを使用している方	<ul style="list-style-type: none"> ● 1カ月につき3,500円分の給付券を交付 ● 給付券で交換できる介護用品は「紙おむつ、尿取りパッド、清拭剤」などの5品目 	民生委員またはケアマネジャーを経由し町に申請

※介護保険に係る申請の場合、個人番号(マイナンバー)が必要な手続きがあります。